

2021年3月30日

各位

株式会社マルハチ村松
代表取締役社長 村松善八

原材料の不適切な情報提供の再発防止策の進捗について

弊社は原材料の不適切な情報提供の再発防止の進捗や組織体制の変更を2020年5月18日及び2020年8月28日のホームページにてお知らせしました。また、2020年9月29日には第三者委員会調査報告書の概要および関係者の処分と組織体制の変更をお知らせしております。今回、第三者委員会の提言を踏まえた再発防止策の進捗状況を、これまで公表した内容を含め下記の通りお知らせいたします。

記

1、品質監査部門によるチェック体制の構築

(1) 品質監査室では品質保証体制の確認と改善及び品質保証業務の運用に関する監査を定期的に行っています。

- ① 品質監査室では2020年6月16・17日に「QMS 監査員研修プログラム」による監査員の育成を行いました。2020年7月28・29日に全取締役及び品質保証部、購買部、営業部、開発研究センター（現 開発研究部）に対する監査を実施しました。これにより2020年8月18日に社長に対し、報告及び提言が行われました。
- ② 2021年3月25・26日に社長及び取締役、加工用事業ユニット、購買部、開発研究部、品質保証部、総務人事部、コンプライアンス委員会、経営改革推進チーム、生産部（静岡工場、焼津エキスパート工場、加工団地工場）に対する監査を実施しました。この監査内容の社長への報告及び提言は2021年4月上旬に予定しています。
- ③ 次回の監査は2021年10月頃を予定しています。今後も年2回の定期監査を実施していきます。

2、ルール等の徹底及び責任の所在の明確化

- (1) 品質保証部を他の部門の所属から切り離し、社長直轄の部門とすることで、その独立性と責任を明確にしました。
- (2) 品質保証部及び開発研究センターで、表示ルールのあいまいな部分を見直し、管理規定又はマニュアルの策定を行いました。

- ① 2020年10月12日に表示点検ルールの見直しと、表示点検マニュアルの策定を行いました。

- ② 2020年10月12日にレシピ及び委託先仕様書（製品設計図）の新規・更新ルールを見直し、管理規定の策定を行いました。
 - ③ 2020年10月12日に原材料規格書の新規・更新ルールを見直し、管理規定の策定を行いました。
- (3) 品質保証部の表示担当者による食品表示法の基礎的内容の講習会を、グループ会社を含めた全従業員に対し職場単位で20回実施しました。職場単位の講習会に参加できない従業員へは個別あるいは複数人での講習会を追加実施し、2021年2月末までに完了しました。今後は部門に合わせて、更に詳しい内容の講習会、基礎内容の反復講習を予定しています。

3、コンプライアンス経営に向けた活動

- (1) 2020年7月1日にコンプライアンス委員会を再編成しました。コンプライアンスに関する管理体制の構築と取締役及び従業員へのコンプライアンス教育を実施し、全社への浸透・定着を目指します。
- ① 委員会発足に先駆けて取締役、幹部社員の意識改革のため、ケーススタディを中心としたディスカッションによるコンプライアンス勉強会を2020年6月より毎月行っており、今後も継続していきます。
 - ② 2020年7月3日社長及び取締役と部門関係者を含む22名に、外部講師によるコンプライアンス研修を実施しました。
 - ③ 各職場からコンプライアンス推進担当者を選出し、委員会での決定事項の職場への報告、伝達による浸透と職場での課題の吸い上げを実施しています。
 - ④ 2020年12月よりコンプライアンス基本研修と習熟度テストを実施しています。グループを含む全社で21回の計画のうち20回を終了し、2021年4月上旬に完了予定です。4月から6月に定着度テストを実施し、必要に応じて再教育を行います。
 - ⑤ 全従業員に配布している小冊子「マルハチ村松グループ企業姿勢」の改訂を2020年12月に行いました。コンプライアンス（法令遵守、企業倫理、社会規範）を中心に追加改訂をしたものを再配布して、改訂箇所の解説を④の研修の中で行いました。
 - ⑥ ④及び⑤について今後は以下のコンプライアンス研修を予定しています。部門別のワークショップや定着度の確認を含め、更なる浸透及び実践に取り組みます。
 - 1月～ 4月 : コンプライアンス基本研修
 - 4月～ 6月 : コミュニケーションアンケートのワークショップ
 - 7月～ 9月 : 企業姿勢の浸透教育
 - 10月～11月 : 企業姿勢のワークショップ

4、社外取締役の招聘

(1) 2020年11月1日に社外取締役1名が就任いたしました。

- ① 取締役会及び経営会議において、独立した立場で客観性、透明性、妥当性の視点に立って経営に関する助言や指導を受けています。

5、内部通報制度の改善

(1) 2020年5月18日に社外の弁護士、公認会計士税理士、社会保険労務士による社外の内部通報窓口（社外ホットライン）を設置しました。通報または相談を適正に処理することで、法令違反行為、社内規定違反行為及び倫理違反行為の早期発見と未然防止を図ります。

- ① 社外の内部通報窓口の設置について全社へメール配信及び掲示にて告知し、前述3、(1)、⑤の小冊子「マルハチ村松グループ企業姿勢」に連絡先を明示いたしました。
- ② 社外の内部通報窓口と既存の社内ホットラインに寄せられた通報や相談については、内容に対する対応結果を通報者へフィードバックするとともに、プライバシーに配慮した上で「管理本部からお知らせ」後述6、(1)、③により全社へメール配信及び掲示にて開示しています。

6、企業風土の改革

(1) 経営改革推進チームを設置し、部門間の連携や一般従業員からの提案、意見を吸い上げるボトムアップの仕組みを構築しました。

経営改革推進チームでは、複数の部署にまたがる経営課題に対し、課題ごとに分科会を編成して解決にあたっています。これらの活動により社内コミュニケーションを強化し、全員参加による改革を図っています。

- ① 労務制度、評価制度に対する課題を扱う分科会では、非管理職者により構成され、人事、労務、評価についての全社アンケートを実施し、結果を分析し、経営会議に対して制度改革の提言を行っております。
- ② 社内コミュニケーションの活性化を目的とした社内通信「TUNAGU」を発行しています。
- ③ 経営会議での課題や決定、取締役会決議事項を毎月1～2回「管理本部からお知らせ」として全社配信及び掲示をしています。
- ④ 全社員へコミュニケーションアンケートを2021年1月25日から2月5日に実施し、結果を3月24日に全社配信及び掲示をしました。アンケート結果やそこから得られた課題について、3、(1)、⑥のコンプライアンス研修の中で取り上げていきます。今後も定期的にコミュニケーションアンケートを実施し、その結果を定量的にとらえ目標値を設定し、目標達成を目指します。

以上